

【別表3の68】

○低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（適合証あり）				
(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）				3,300 円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）				
(2) 住戸ごとの申請の場合				
		申請戸数が1戸のもの		3,300 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		32,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		58,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		93,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		122,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		134,000 円
(3) 一の建築物の申請の場合				
	ア	住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）		
		建築物の総戸数が1戸のもの		3,300 円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600 円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		11,000 円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		19,000 円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		32,000 円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		58,000 円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		93,000 円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		122,000 円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの		134,000 円
	イ	共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		6,500 円

		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000 円
	ウ	非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		6,500 円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000 円
<b>(4) その他の建築物</b>				
		建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		6,500 円
		建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		11,000 円
		建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		18,000 円
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		56,000 円
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		88,000 円

【別表3の69】

○低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（適合証なし）				
(1)、(2)、(3)については誘導仕様基準以外による場合の額を記載 誘導仕様基準の場合は、窓口へお問い合わせください。				
(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）				18,000 円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）				
(2) 住戸ごとの申請の場合				
		申請戸数が1戸のもの		18,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		37,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		52,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		74,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		108,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		159,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		221,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		291,000 円
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		342,000 円
(3) 一の建築物の申請の場合				
	ア	住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）		
		建築物の総戸数が1戸のもの		18,000 円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		37,000 円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		52,000 円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		74,000 円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		108,000 円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		159,000 円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		221,000 円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		291,000 円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの		342,000 円
	イ	共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		57,000 円

		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		72,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		96,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		156,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		205,000 円
	ウ	非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）		
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		123,000 円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		154,000 円
		当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000 円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000 円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000 円
<b>(4) その他の建築物</b>				
		建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		123,000 円
		建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの		154,000 円
		建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		198,000 円
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		290,000 円
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		361,000 円